

公益財団法人宮崎県スポーツ協会役員職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第29条第3項の規定に基づき、本会役員等の職務権限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長、副会長、専務理事の職務権限)

第2条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、理事長を補佐し、本会の業務を執行する。

3 専務理事は、理事長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 前3項の役員等の職務権限は、別表のとおりとする。ただし、別表に定める副会長、専務理事の職務権限に係る事務が、特に重要、異例又は紛議を生ずるおそれがあると認められる場合は、理事長の決裁を受けなければならない。

(職務の代行)

第3条 次表の左欄に掲げる者に事故あるとき又は欠けたときは、次表の右欄に掲げる者が、その職務を代行する。

理事長	副会長
理事長及び副会長	専務理事

(規程の変更)

第4条 この規程の改正等は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、本会の役員等の職務権限に関し必要な事項は、理事会で審議して、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 平成27年11月25日 一部改正

3 令和2年3月17日 一部改正

4 令和7年3月21日 一部改正

	理事長	副会長	専務理事
1	運営の基本方針に関すること。	専門委員会等に関すること。	理事長、副会長の権限に属する日常業務の執行、管理に関すること。ただし、次に掲げる事項は事務局長に専決させることができる。 1 事業計画及び予算の執行、管理に関すること。 2 会計処理に関すること。 3 軽易な許可、承認、届出、報告、通知等に関すること。 4 事務局長以外の事務局職員の給与及び服務に関すること。 5 事務局長以外の事務局職員の県内の旅行命令及び時間外勤務命令に関すること。 6 事務局職員の研修、福利厚生に関すること。 7 1件300万円未満の契約、業務の委託又は受託及び予算執行に関すること。 8 事務局内の情報管理、安全衛生及び危機管理に関すること。 9 1件100万円未満の収入及び寄附物件の受入れに関すること。
2	事業の基本方針に関すること。		
3	予算編成及び決算に関すること。		
4	評議員会、理事会その他重要な会議に関すること。		
5	定款、規程及び重要な規定等の制定、改廃に関すること。		
6	重要な監督官庁等に対する許可、承認、届出、報告通知等に関すること。		
7	組織及び権限の委任に関すること。		
8	事務局職員の人事、給与、服務の制度に関すること。		
9	事務局職員の任免、表彰、懲戒処分に関すること。		
10	重要な契約の締結に関すること。		
11	基本財産に関すること。		
12	重要な財産等の取得、賃貸借及び処分に関すること。		
13	重要な業務の委託又は受託に関すること。		
14	重要な加盟団体の取り扱いに関すること。		
15	訴訟行為、損害賠償等に関すること。		
16	重要な登記に関すること。		
17	寄付金等の募集、受入に関すること。		
18	重要な情報管理、安全衛生及び危機管理に関すること。		
19	その他、重要事項に関すること。		